

第3期 大阪市北区地域福祉計画

みんな
つなろう！
人と人とのつながりと
支えあいのまち 北区



2025(令和7)年3月 大阪市北区役所

目次

序章 地域共生社会の実現に向けて(取り組みの経緯)	1
1 地域共生社会の実現に向けて	1
第1章 北区地域福祉計画策定の趣旨と背景	5
1 大阪市北区地域福祉計画とは	5
2 第3期大阪市北区地域福祉計画の推進	6
3 計画の期間	7
4 計画策定の経過	7
第2章 北区の現状と第2期大阪市北区地域福祉計画の検証	8
1 データに見る北区の現状	8
2 第2期大阪市北区地域福祉計画の検証	16
3 これまでの地域福祉推進会議、地域支援連絡会議での検討内容 (第2期北区地域福祉計画)	62
4 第2期計画から第3期計画に向けた取り組みの整理	69
第3章 第3期大阪市北区地域福祉の基本理念と取り組みの柱	70
1 基本理念	71
2 大切にしたい視点	71
3 取り組みの柱(基本目標)	73
第4章 地域福祉の推進に向けて	82
1 計画の推進方法(推進体制・評価方法)	82
2 「北区将来ビジョン2025～2034」における位置づけ	83
3 第3期大阪市北区地域福祉計画の推進とSDGs(国連持続可能な開発目標)	83
4 区民に寄り添う区役所をめざして	84
資料編	88
パブリック・コメントの実施	88
用語解説	88

別添資料

北区地域福祉活動に関するアンケート調査結果
相談窓口一覧

序章 地域共生社会の実現に向けて(取り組みの経緯)

1 地域共生社会の実現に向けて

(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの経緯

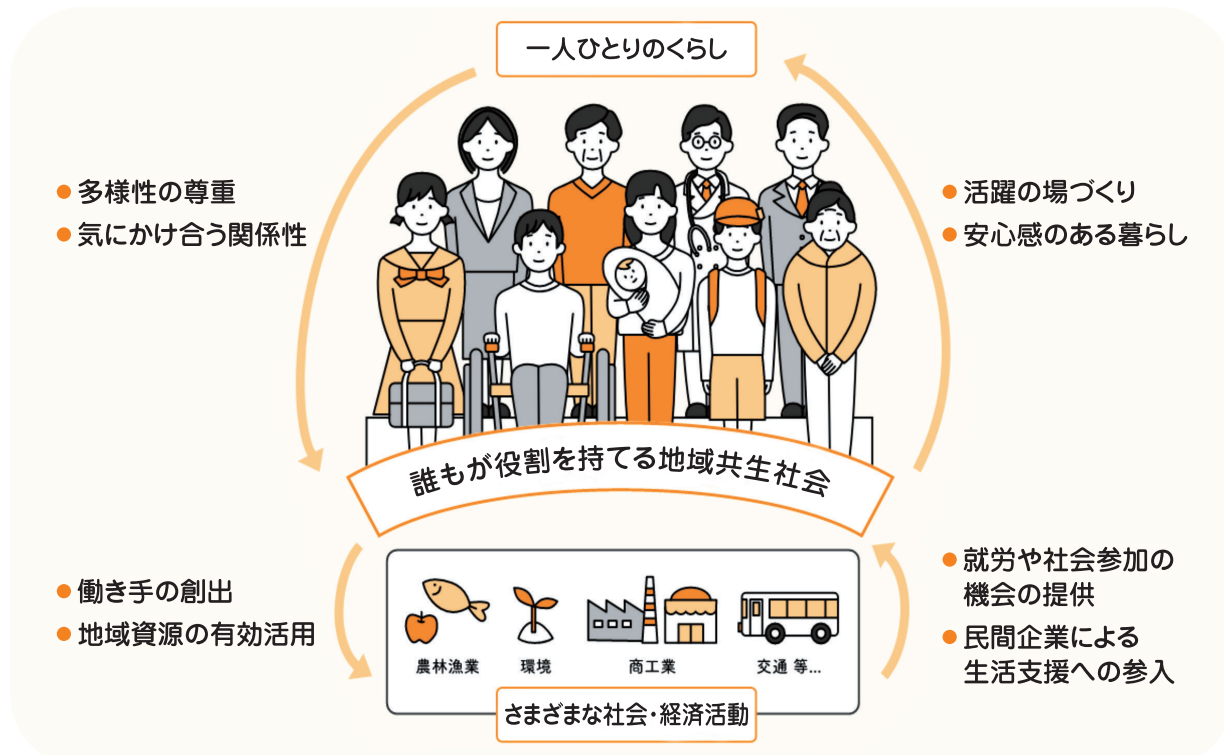
地域共生社会とは制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を指しています。

高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支えあう取り組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

このような状況を受け、国においては、高齢者に対する地域包括ケアシステムや生活困窮者に対する自立支援制度、また、障がい者、子ども・子育て家庭などについての支援について、制度ごとではなく地域を基盤とする包括的支援の強化を志向し、地方自治体に対して、必要な支援を包括的に確保するという理念を普遍化するものとして、「包括的支援体制の整備」を提示してきました。

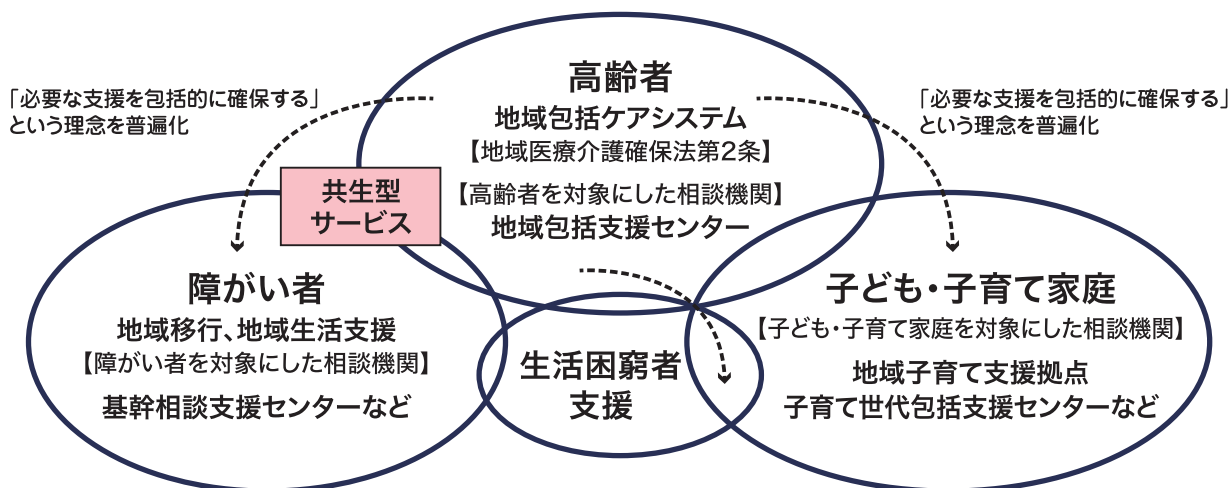
地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を指しています。



2017(平成29)年5月の社会福祉法の改正において、地域福祉推進の理念が示されるとともに、地方自治体による地域住民の地域福祉活動への参加促進のための環境整備や、関係機関の連携による分野を超えた相談体制の構築など、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



土台としての地域力の強化
「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)など
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

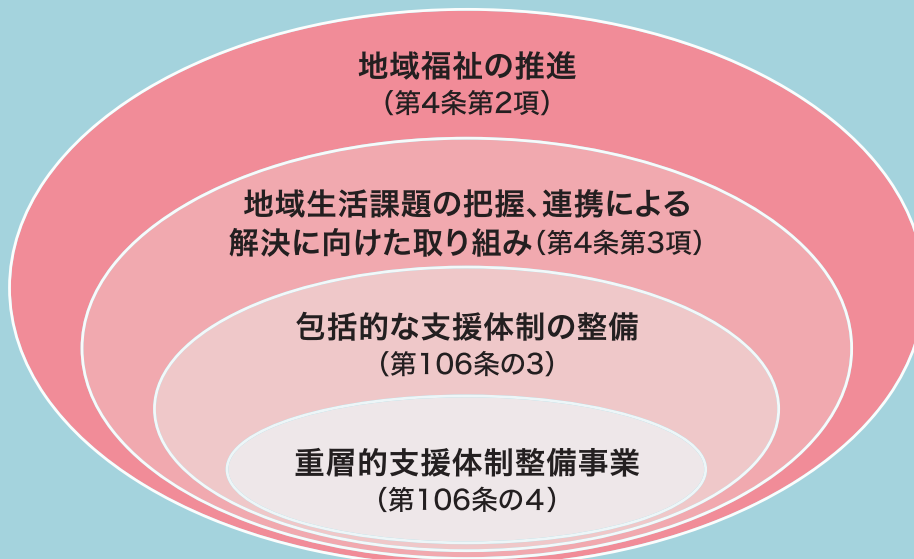
制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障がいの疑いがあるが手帳申請を拒否 など

出典:厚生労働省資料を基に作成

社会福祉法における理念、施策、事業の関係性

地域共生社会の実現(第4条第1項)



出典:厚生労働省

(2) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援整備事業の創設

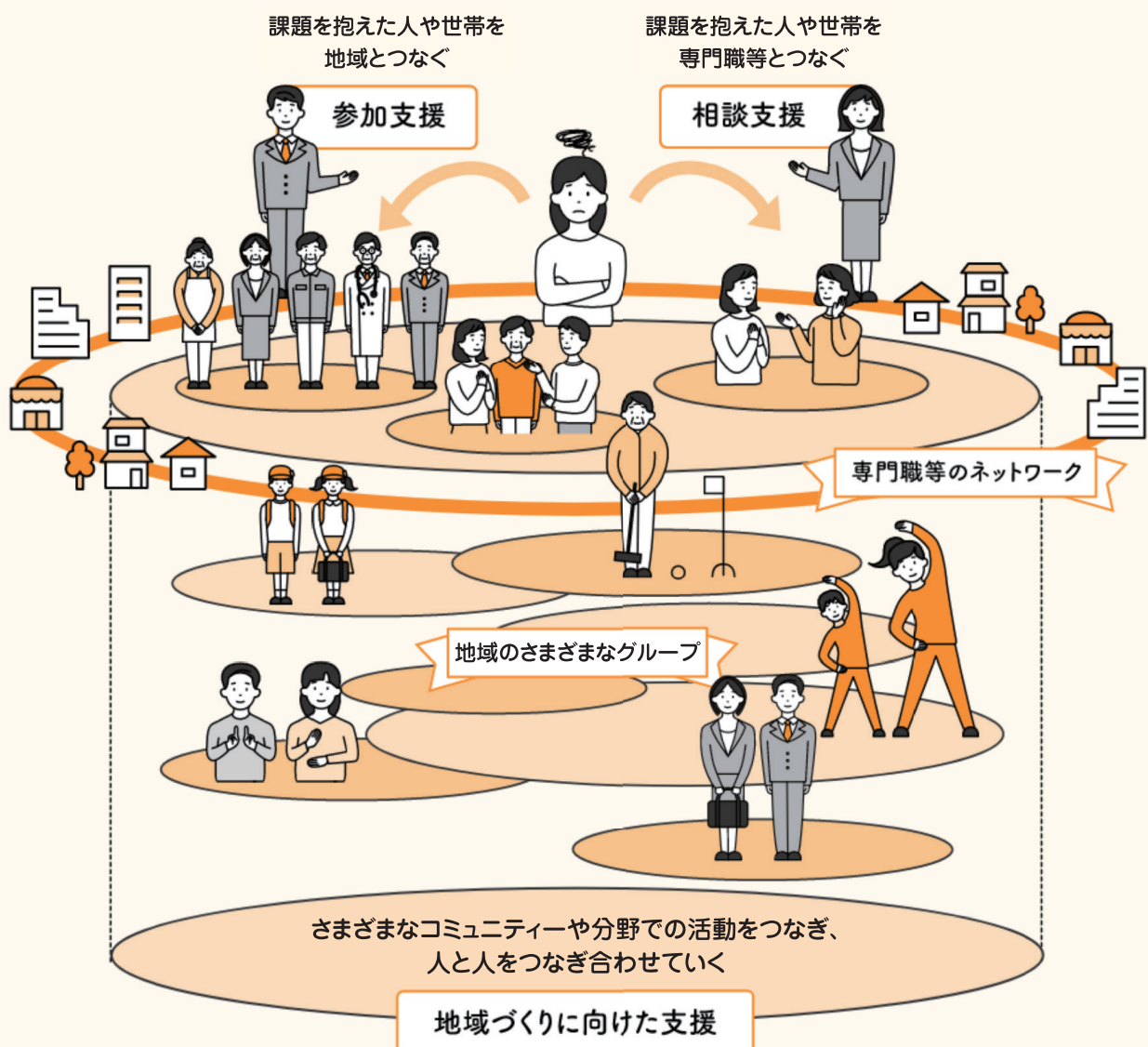
2020(令和2)年6月に改正された社会福祉法では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、参加し、共生する地域社会の実現をめざして行わなければならない」(第4条第1項)と規定され、このような地域づくりと支援体制の整備を進めるための方策の一つとして、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな任意事業(重層的支援体制整備事業)の枠組みが創設されています。

重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現をめざすための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業が、令和3年4月からスタートしました。

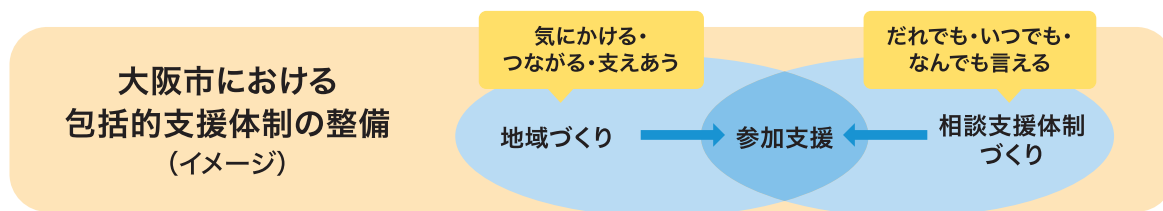
※実施を希望する市町村による任意事業

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



(3) 大阪市における地域共生社会の実現に向けた方針

大阪市においては、国の動向を踏まえて、2004(平成16)年3月に「地域福祉計画」を策定し、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」や「総合的な相談支援体制の充実事業」を進めてきました。本計画においては、2020(令和2)年の社会福祉法改正の趣旨も踏まえ、大阪市の方針を「地域づくり」と「相談支援体制の整備」を基本として定め、これまで進めてきた各分野におけるさまざまな取り組みについて整理し、施策のさらなる充実を図るとともに、地域共生社会の実現に向けて、引き続き包括的支援体制の整備を進めるとしています。



地域づくり

- ・地域福祉活動への住民参加を促進するとともに、住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくりを支援します。
- ・自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支える仕組みづくり(アウトリーチなどを通じた支援)に取り組みます。
- ・多様な主体の協働の推進を図り、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。
- ・「気にかける」や「つながる」、「支えあう」の視点を大切に、誰もが役割を持って、主体的に関わり続けられる活動の拡がりをめざします。
- ・災害時や災害に備えた要援護者の支援の仕組みづくりに取り組みます。

相談支援体制の整備

- ・既存の相談支援の仕組みでは解決できない複合的課題を抱えた世帯に対し、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携して支える多機関協働の仕組みづくりに取り組みます。自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支える仕組みづくりの取り組みとの連携により、総合的な相談支援体制の充実を図ります。
 - ・生活困窮者自立支援制度などを通じ、「断らない相談」を推進するとともに、総合的な相談支援体制の充実事業と支援会議との連携を図ることで、本人の状況やニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組みます。
 - ・居住支援法人や関係機関と連携し、住まいに関する困りごとをお持ちの方(例えば、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など)の居住支援に取り組みます。
 - ・民生委員・児童委員、市民後見人など地域生活を支える人材を増やしていくための取り組みや活動の促進、育成を進めます。
 - ・研修やネットワーク構築などを通じて、福祉専門職や福祉・介護サービス事業者への支援を充実させ、福祉専門職の育成・確保を進めます。
- また、福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。

第1章 北区地域福祉計画策定の趣旨と背景

1 大阪市北区地域福祉計画とは

(1) 地域福祉とは

北区では、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、多様な特性や背景を持つ人々が地域で暮らし、また、職場で働く人々、学校でまなぶ人々、さまざまな文化・社会活動を行う人々などが地域でともに活動しています。

「地域福祉」とは、このような地域に集うさまざまな人々が、自分らしく安心して住み、暮らし、まなび、働くことができるよう、地域に関わる全ての人々が主役となり、ともに支えあい、生活をともに楽しむ地域をつくりあげていくことです。

一方で少子高齢化の進展や経済・社会的格差の拡大、地域のつながりの変容などの社会情勢の変化に伴い、高齢者や障がい者の社会的孤立や虐待、子どもの貧困やヤングケアラー問題、児童虐待やDVなど、福祉課題はより一層多様化・複雑化しており、地域においても、これらの課題に対する対応は喫緊のものとなっています。

国の定める社会福祉法においても、2020(令和2)年6月に改正により「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、参加し、共生する地域社会の実現をめざして行わなければならない」(第4条第1項)と規定されました。

このような状況の中、北区ではこの間、各地域において地域社会福祉協議会、地域活動協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員など、さまざまな活動主体によって各地域の実情や課題にあわせた取り組みや地域福祉を推進していくための仕組みづくりが進められてきています。

「福祉」とは、「ふだんのくらしのしあわせ」と言われています

(2) 「北区地域福祉計画」の位置づけ

大阪市では、「大阪市地域福祉計画」(第1期:2004(平成16)年~2008(平成20)年度;第2期:2009(平成21)年~2011(平成23)年度)を策定し、地域福祉の課題に対応するための理念と方向性を定め、取り組みを進めてきました。2012(平成24)年12月には、「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)の考え方のもと、地域福祉においても、めざすべき方向性や取り組むべき課題、大事にしてほしい考え方を示した「大阪市地域福祉推進指針」が示されました。

その後、少子高齢化の進展や家族構成の変化、就労形態の多様化など社会経済状況の変化に伴い、より一層複雑化する福祉課題に対応するため、「大阪市地域福祉基本計画(第1期:2018(平成30)年度~2020(令和2)年度;第2期:2021(令和3)年度~2023(令和5)年度)」を策定し、今般新たに2024(令和6)年度~2026(令和8)年度」を期間とする第3期大阪市地域福祉基本計画を定め、取り組みを継続することとしています。

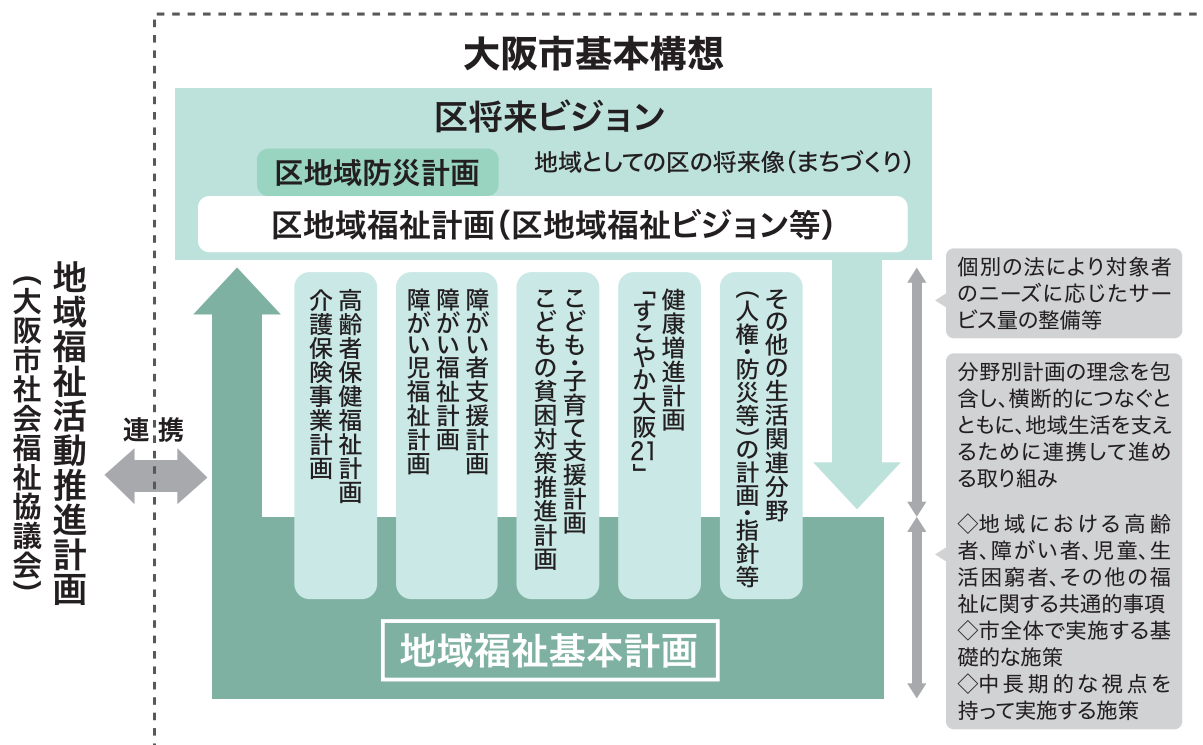
北区においてもこの指針に沿い、地域福祉を推進するための基盤や仕組みづくりを進めるため、「大阪市北区地域福祉計画」(第1期:2015(平成27)年度~2019(令和元)年度;第2期:

2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)を策定し、北区の特色ある地域福祉の取り組みを進めてきました。

和暦 (年度)	平成24年～ 平成29年	平成30年～ 令和2年	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦 (年度)	2012～ 2017	2018～ 2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
大阪市	地域福祉 基本指針	地域福祉 基本計画	地域福祉基本計画 (第2期)			地域福祉基本計画 (第3期)					
北区	北区地域福祉計画 (第1期)		北区地域福祉計画 (第2期)			北区地域福祉計画 (第3期)					

この第1期、第2期計画に掲げた基本理念と大切にしたい視点を継承・発展させ、地域の福祉課題の解消に向けた取り組みを継続するため、このたび2025(令和7)年度～2029(令和11)年度を期間とする「第3期大阪市北区地域福祉計画」を策定するものです。

大阪市地域福祉基本計画の位置づけと区地域福祉計画との関係



資料：大阪市ホームページより

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000430584.html>

2 第3期大阪市北区地域福祉計画の推進

北区においては、地域共生社会の実現に向け、その方向性と具体的取り組みを示す「大阪市北区地域福祉計画」を策定し、取り組みを推進してきました。(上記『1 大阪市北区地域福祉計画とは(2)「北区地域福祉計画」の位置づけ』参照)

2015(平成27)年3月策定の第1期計画(2015(平成27)年度～2019(令和元)年度)、2020(令和2)年3月策定の第2期計画(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)に続き、今回、2025(令和7)年度～2029(令和11)年度までを定めた「第3期地域福祉計画」を策定し、引き続き取り組みを推進していきます。

特に第2期計画期間においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、区民の社会経済活動が大きな制限を受ける中、当区においても、区民の感染拡大や経済的困窮への対応、地域における諸活動の制限など、本計画の推進においても、想定外の影響を受けることとなりました。

このようなことから、第2期計画では、中間年にあたる2022(令和4)年度に、地域福祉推進会議において計画の再点検を行い、令和5年度以降の計画実施にあたり、「対面とオンラインとの各々のメリットを活かすハイブリッドによる地域活動」「行動制限の緩和に即して、最大限にリスクを押さえつつ、“顔の見える関係(支援ネットワーク)”の回復・拡大に努める」「キーワードは“対話(話しあい)”住民と関係者などが連携・協働を図りながら話しあいの場づくりに努めること」などを後期に向けた取り組みの視点として加えるとともに、計画推進の大切にしたい視点として、「気にかける地域づくりの推進」を新たに掲げ、地域、企業、社会福祉関係機関などと行政が連携しつつ創意工夫を行い、地域福祉活動を継続してきました。

第3期「地域福祉計画」においては、このようなコロナ禍におけるさまざまな制約や課題に対する「気づき」や「創意工夫の実践」を踏まえつつ、国の動向や第1期及び第2期計画より続く「包括的支援と参加・協働の推進」という地域福祉の潮流を継承・発展させ、「住民一人ひとりが主体となって、ともに支えあう地域づくり」「一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな相談・支援の充実”」「『ふくしのまなび』から『福祉の担い手』『参加し交流する場』づくりへ」「多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行う仕組みづくり」を進めていきます。

本計画に基づき、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現をめざし、この北区においても、地域における福祉課題の解消に向け、さらに取り組みを進めていきます。

3 計画の期間

本計画は、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度の5年間を計画期間とします。
なお、中間年にあたる2027(令和9)年度に必要な応じ取り組みの検証と見直しを実施します。

4 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、これまでの第1期及び第2期計画の取り組みの成果や課題を検証するとともに、区民の暮らしや地域福祉に関する意見、関わりなどを把握するため、北区において地域活動に携わっていただいている団体・活動者の皆様にアンケート調査を実施しました。また、北区地域福祉推進会議や北区地域支援連絡会議での意見を集約し本計画を策定するに至りました。